

## 平成 28 年度第 1 回 東三河南部圏域保健医療福祉推進会議 会議録

- 1 日 時 平成 28 年 8 月 10 日（水） 午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
- 2 場 所 豊川市民プラザ
- 3 出席者 別添出席者名簿のとおり
- 4 傍聴人 なし
- 5 議 事     ア 病床整備計画について  
          イ 介護保険施設等の整備承認について  
          ウ 地域包括ケアモデル事業について  
          エ 医療計画の別表に記載されている医療機関名の更新について

### 6 会議の内容

#### (1) あいさつ（豊川保健所長）

本日は、大変お忙しい中、「平成 28 年度第 1 回東三河南部圏域保健医療福祉推進会議」に御出席いただき、ありがとうございます。

日頃は、東三河南部圏域の保健医療福祉行政の推進に対しまして深い御理解と御協力をいただいておりますことを、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

本日の会議につきましては、議事が 4 つございます。

議事 1 の「病床整備計画について」は、平成 27 年度第 2 回の病床整備計画において承認されました一般病床 20 床の計画を始め 2 件の報告させていただきます。

また、3 つ目の議事は「地域包括ケアモデル事業」でございますが、今回は各市個別の報告ではなく、県全体の取組みの報告をいただきます。

当医療圏では、豊川市と田原市にモデル事業を実施していただき、今年度はモデル事業の最終年度となっております。

事業が終了した後も、圏域内各市が引き続き地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいただきたいと思います。

#### (2) 議長の選出について

委員の互選により、安井委員が議長に選出された。

#### (3) 会議の公開・非公開について

開催要領第 5 条第 1 項に基づき、全て公開とした。

#### (4) 議事

##### ア 病床整備計画について

##### (ア) 事務局説明

○資料「1-1 東三河南部病床整備計画（平成27年度第2回）」について

病床整備の手続きのフローといたしては、申請者からの病床整備計画書の提出に基づき、保健所より本県医療福祉計画課に当該計画書を提出し、医療福祉計画課において審査の上、計画の適否が保健所に通知される流れになっております。

今回は昨年度、平成27年度第2回目の病床整備計画受付期間内に提出があった病床整備計画の経過状況を御報告するものでございます。

上段の1の「東三河南部医療圏における平成27年9月30日現在の既存病床数等」の表を御覧ください。

「基準病床数A」欄の6,444床から、「既存病床数B」欄の6,424床を差引いた「差引数C」欄の20床の範囲内で整備が可能となっておりますが、平成27年度第2回病床整備計画の申請におきまして、整備可能な20床を越えた病床数の計画が提出されたため、本年1月に開催した平成27年度第2回東三河南部圏域保健医療福祉推進会議において、構成員の皆様に御意見をいただきました。

そののち、各地区医師会長様と県との間で検討及び調整を経て、2月に開催された県医療体制部会において、今回御報告させていただく内容が報告されました。

それでは今回の承認された計画の概要を御説明いたします。

下段の2の「東三河南部医療圏において提出された整備計画」を御覧ください。

内容といたしましては、表の左から順に「所在地」、「病床を整備しようとする施設」、「現状病床数」、「整備予定病床数」、「病床種別」を記載してございます。

豊橋市にございます豊橋整形外科江崎病院及び長屋病院からそれぞれ5床、豊川市にございます豊川市民病院から10床、合計3病院20床の病床整備計画として承認されました。

各施設の整備概要といたしましては、表の1段目、豊橋市の豊橋整形外科江崎病院につきましては、現状病床数 一般 34床、整備予定病床数 5床、病床種別は一般でございます。

表2段目、同じく豊橋市の長屋病院は現状病床数 一般 41床、整備予定病床数 5床、病床種別は一般でございます。

表の3段目、豊川市の豊川市民病院につきましては、現状病床数 一般 444床、結核8床及び精神106床で、整備予定病床数 10床、病床種別は一般となっ

ております。

いずれも回復期機能の病床整備を計画しているものであります。

○資料1－2「有床診療所整備計画について」

今年度平成28年度第1回病床整備計画の受付期間において計画が1件提出されましたので、御報告させていただきます。

始めに、1の「設置予定の診療所」でございます。

今回整備計画書を提出されている施設は、名称は「(仮称)リバーベルクリニック」で、所在地は「豊川市本野ケ原二丁目」であります。開設者は「安藤勝秋」氏でございます。標榜科目は「産科、婦人科、小児科」で、開設予定の病床数は15床、開設予定時期は平成28年11月となっております。

次に、2「診療所の届出基準」を御覧ください。

該当する基準は医療法施行規則第1条の14第7号のうち、(3号)に規定の周産期医療でございます。

届出基準として必要な項目は右側の表のうち、「ア」は産科又は産婦人科の標榜、「イ」は分娩の取扱実施、「ウ」は周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連絡体制をとることとなっております。

以上につきまして、開設を予定する安藤勝秋氏から、基準に関する書類を含めた計画書の提出があり、本県医療福祉計画課において審査を行い、平成28年8月5日付けで、健康福祉部保健医療局長より基準に該当する旨通知がございましたので、この場で御報告とさせていただきます。

(イ) 質疑応答

なし

イ 介護保険施設等の整備承認について

(ア) 事務局説明

議事2の「介護保険施設等の整備承認について」御説明いたします。

介護保険施設の整備にあたりましては、資料2に添付してあります「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」に基づいて、この推進会議で調整していただくこととなっております。

資料2の1枚目の「介護保険施設等の整備承認について」を御覧ください。一番上の表ですが、当圏域の第6期介護保険事業支援計画（平成27年度～平成29年度）をお示ししてあります。施設種別ごとに平成29年度整備目標数、平成28年3月31日現在の定員総数があり、整備目標数から定員総数を差し引いた数が第6期内の整備目標数であり、この数字は整備可能数でもあります。

第6期内の整備目標数については、一番右端にございますが、「介護老人福祉施設」は130人、介護老人保健施設は60人、混合型特定施設入居者生活介護が120人となっております。

今回、介護老人福祉施設で1件の事前相談がありました。

資料中ほど「2 事前相談票の概要」を御覧ください。

豊橋市から第6期介護保険事業計画に基づき、市公募により事業者を選定し、入所定員総数71人の施設整備をしたいとするものであります。参考までに、豊橋市は本施設と併設で定員29人の地域密着型介護老人福祉施設を公募で整備したいとしております。

なお、地域密着型介護老人福祉施設の整備承認は、施設所在地の市町村に裁量があるために、「取扱要領」により調整項目から除かれております。

以上のとおり1件の事前相談を受けまして、一番下の表でございますが、「3 整備計画(案)」として今回の整備数が、整備可能数の範囲内であることの確認と施設所在地の市の意見をまとめてございます。

本施設整備については、当圏域における整備可能数の範囲内であり、また、施設所在地の豊橋市計画の範囲内であり、他の3市(豊川市、蒲郡市、田原市)からも、特段の意見はありませんでした。

事務局といたしましては、今回の整備計画は、事務局幹事会での検討結果を十分踏まえたものであり、「整備計画(案)」どおり御承認いただきたいと考えております。

御審議の程、よろしく願いいたします。

#### (イ) 質疑応答

##### ○ 豊川市医師会 大石委員

特別養護老人ホームを運営するにあたっては、80人以上の入所者がいないと経営は厳しいと思います。

地域密着型の29床と71床を合わせて100床にするということであると思いますが、ユニット型での夜勤の職員数を考えた場合に、通常の特別養護老人ホームと地域密着型を合わせて夜勤を組むことは法的に適合するのでしょうか。

地域密着型特別養護老人ホームでは29人の内20人と9人に1人ずつの夜勤者を置かなくてはなりません。

また、通常の特別養護老人ホームには20床に一人ずつ夜勤者が必要なので、4人の夜勤者となりますが、71床の整備ということであれば、60人に3人の夜勤者を置き、11人に1人置かなくてはならないこととなります。

また、71床の整備をすると、残りの整備可能数が59床となり、今後既存の特別養護老人ホームが20床増床したいと思った場合に半端な数となってしまいます。

まずお聞きしたいのは、通常の特別養護老人ホームと地域密着型の特別養護老人ホーム併設の場合に、夜勤者を合算した入所者の数で対応できるのでしょうか。

また、この整備計画を承認する機関は、地域密着型は市であり、整備計画は

県だと思いますが、公募による整備は全て市が承認し、県は事後承諾ということになるのでしょうか。

○ 東三河福祉相談センター 小幡主幹

豊橋市の特別養護老人ホームの整備計画は100床となっております。

今はユニット型個室が主流となっておりますが、低所得者を考える上では、これから多床室の整備をする必要があるということにより、今回は豊橋市の意向として、多床室中心の整備を行うということでもあります。

個人のユニット型も必要なので、地域密着型の上限の数の29床を整備し、通常の特別養護老人ホームについて100床から29床を差し引いた71床の多床室の整備と伺っております。

○ 豊川市医師会 大石委員

多床室では更に採算性は悪く、100床程度で運用していかないと、運営は困難だと思います。

○ 東三河福祉相談センター 小幡主幹

採算性については豊橋市で考えていただけることかと思えます。

また、人員の配置につきましても、基準を下回らない範囲での配置を、当然考えていただけるものと考えております。

○ 豊川市医師会 大石委員

県としては、地域密着型特別養護老人ホームとそれ以外の特別養護老人ホームの夜勤者は共有していいということでしょうか。

○ 東三河福祉相談センター 小幡主幹

今回の整備計画につきましては、同じ建物に併設すると伺っておりますので、夜勤者についても、共有できると考えております。

(ウ) 審議結果

事務局案が適当であると認められた。

ウ 地域包括ケアモデル事業について

(ア) 事務局説明

今年度は3年間実施する4つのモデルの最終年度として、「1 実施市町村」にありますように、引き続き6市で実施していただいております。

これら6市における、昨年度の特徴的な取組をいくつかピックアップしておりますので、「2 平成27年度の特徴的な取組」を御覧ください。

安城市では、家事援助、外出支援等の日常生活支援活動や、運動、交流等の様々な活動を行う「通いの場」を提供する団体を募集し、助成を実施いたしました。

豊川市では、地域ケア会議から挙げた課題への対応として、認知症等の高齢者に対する話し相手不足への対策として、個人宅傾聴ボランティア事業を実施いたしました。

田原市では、住民主体のサロン活動への介護予防リーダーの派遣、市職員による相談対応等を実施いたしました。

新城市では、高齢者自身に、意識を持って予防・健康づくりや地域での支え合いに取り組んでもらえるよう、地域に出向き、活動に関するする情報等を伝達するとともに、健康づくり教室・相談会を実施いたしました。

豊明市では、藤田保健衛生大学と連携し、退院時の調整や在宅療養への移行の課題等を検証する退院支援地域連携実証事業の実施や、豊明団地において、「ふじたまちかど保健室」を開設いたしました。

半田市では、認知症に対する理解促進早期発見・治療への取組みを進め、認知症の方が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、市医師会、エーザイ(株)と認知症の方が安心して暮らせるまちづくり連携協定を締結いたしました。

また、「3 平成 27 年度の主な成果、課題」でございます。

主な成果といたしましては、事業実施市からは、「関係機関連絡会議等で挙げた課題に対する施策をとりまとめ、それを各機関に周知し、迅速に実施できた。」「健康づくりリーダーや介護予防リーダーを活用した認知症予防の取組ですとか、閉じこもり予防教室等を開催し、高齢者が集まる機会の増加や予防に対する意欲が向上した。」といった、主に地域の関係機関の連携促進や、高齢者の地域における取組への参加促進に関する成果の報告がありました。

一方、課題については、「予防教室の参加者の大部分が女性のため、男性向け教室の内容の検討が必要である。」「生活支援は各自治会との連携が必須であるため、今後も各自治会へ訪問して連携を取っていく必要がある。」「住まいの検討・対策については、建設部門との調整が必要となる。」といった介護予防活動への参加者の増加策や生活支援サービスの強化策についてのほか、住まい対策の取組に関する声が上がっているところでございます。

本年度は、各市において、これらの課題を踏まえて事業を展開していく予定でございますが、本年度の各市における現時点での主な取組状況をいくつかピックアップしておりますので、次の「4 平成 28 年度の主な取組」を御覧ください。

安城市では、認知症に関する取組を行っていただいております、豊川市では、出張出前講座やおいでん祭PRブースにて市民向けに地域包括ケアに関する普及啓発活動を実施していただいております。

田原市では、家族介護者の支援として、家族介護支援教室、介護相談出張所を開催していただいております、新城市では、見守り、家事援助等生活支援サービスに関わるボランティア養成講座を開催していただいております。

豊明市では、高齢者が歩いていける範囲で介護予防に取り組む「まちかど運動教室」を開催していただいております。半田市では、認知症カフェの開催及び新規開設に向けた準備に取り組んでいただいております。

なお、これら、各市の個別の取組のほかにも、共通の取組としまして、不足している生活支援サービスの強化策の実施、住まいに関する対策の検討を行っていくこととしております。

次に、「5 普及啓発」でございます。

このモデル事業の取組状況につきましては、今年度も10月、3月に報告会を開催する予定をしております。

特に、10月につきましては、中間の報告会ということで、28日の午後に、名古屋市のウィルあいち大会議室で予定をしております。県内全域での地域包括ケアシステム構築に向けた取組促進の一助となればと思っております。

次に、「6 地域包括ケアシステム構築に向けた取組状況」でございます。

平成26年度より実施してまいりましたモデル事業の効果把握の一環といたしまして、平成28年4月時点の地域包括ケアシステム構築に向けた取組状況を県内市町村へ照会し、ご回答いただきました。その中で、①医療・介護等の資源の把握と住民からの相談対応、②関係機関のネットワーク化と住民からの相談対応、③地域で不足している医療・介護等の基盤整備に関する項目について、この3つの項目の質問に、全て実施していると回答があった市町村を地域包括ケアシステム構築に向けた取組を実施しているとして整理したところ、その数は全54市町村のうち17市町村でありました。平成30年度には全市町村で実施となるよう、県としても、引き続き市町村における取組の支援に取り組んでまいります。

最後に、先ほどご説明いたしました6市のモデル事業とは、若干趣が異なるものがございますが、「7 新たな団地における地域包括ケアの取組」を御覧ください。

昭和40年代から整備の始まった大規模な団地につきましては、施設の老朽化とともに居住者の一斉の高齢化や孤立化といった団地特有の課題があることから、これまでのモデル事業とは、異なったアプローチが必要であることを踏まえ、昨年度に、春日井市高蔵寺ニュータウンを対象地域として、団地における地域包括ケアの取組を検討し、平成28年3月に「地域包括ケア団地モデル構想」として取り纏めました。資料の下の四角に、この構想の抜粋として、目指す団地モデルの姿を記載させていただいておりますが、平成28年度は、この「地域包括ケア団地モデル構想」を実現するための団地における地域包括ケアの取組を行う団地モデル事業を春日井市に委託して実施してまいります。

以上で「地域包括ケアモデル事業について」の説明を終わりますが、地域包括ケアシステム構築につきましては、皆様方の連携とご協力なしにはなし得ないものであるかと存じますので、引き続き御理解・御協力をお願いいたします。

(イ) 質疑応答

なし

エ 医療計画の別表に記載されている医療機関名の更新について

(ア) 事務局説明

医療計画の別表に記載の医療機関名の東三河南部医療圏に関する更新の御報告をさせていただきます。

県及び当医療圏の医療計画の中で医療連携のための体系図を掲載しておりますが、がんや脳卒中など 10 種類の診療機能を担う医療機関名の具体的な名称については、別表としておりまして、資料 4-1 が最新の別表でございます。

別表扱いとしておりますのは、医療機関の状況が常に変わってまいりますので、「あいち医療情報ネット」の情報を確認した結果などを基にした更新を毎年行うからでございます。なお、その取扱につきましては、資料 4-3 の愛知県地域保健医療計画別表更新事務取扱要領に規定しております。

資料 4-2 医療計画の別表更新対照表をご覧ください。

この対照表の見方ですが、この医療圏に関係の有る部分を抜粋して、ページの上部に変更前、ページの下部に変更後を記載して、比較できるようにしてございます。

また、変更となった部分は、下線付きの太字ゴシック体で表示いたしました。

1 つ目の「がん」の体系図に記載されている医療機関につきましては、愛知県医療機能情報公表システムにおける毎年度の調査により、年間手術 10 件以上実施した病院の変更前、変更後を記載しております。

東三河南部医療圏では、変更後の表の左から 4 列目の「大腸」の蒲郡市民病院を始め、5 列目の「乳腺」、7 列目の「肝臓」において、合計 6 病院が削除されております。

1 枚おめくりいただいて、2 ページを御覧ください。

2 つ目の「脳卒中」の体系図に記載されている医療機関の変更につきましては、平成 28 年 3 月 1 日現在に回復期リハビリテーション病棟の届出を行っている病院、又は、県医療機能情報公表システムにおける毎年度の調査において脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院となっております。

表の右から 1 つ目の括りが「回復期リハビリテーション機能を有する医療機関」となっております。

当医療圏においては長屋病院を始め 4 病院が削除となり、積善病院が追加となっております。

1 枚おめくりください。

3 つ目の「急性心筋梗塞」の体系図に記載されている医療機関につきましては、表の右から 1 列目の「心大血管疾患リハビリテーション実施病院」において、蒲郡市民病院が追加されております。

なお、この「心大血管疾患リハビリテーション実施病院」につきましては、県医療機能情報公表システムにおける毎年度の調査において、心大血管疾患リハビリテーション料を算定している病院となっております。

1枚おめくりください。

最後に、「救急医療」の体系図に記載されている医療機関です。

豊橋市において、心身に障害があり、一般歯科での治療が難しい人のための「障害者歯科診療所」の運営を平成28年4月から行っていただくこととなりましたので、左から3列目、「初期救急医療体制」の「休日夜間診療所」の内、「豊橋市歯科医師会休日夜間診療所」が「豊橋市休日夜間・障害者歯科診療所」に変更となっております。

(イ) 質疑応答

なし

(5) 閉会